

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免		
<b>例規名 根拠条項</b>	村田町公民館条例 第9条		
<b>例規番号</b>	昭和41年条例第71号		
<b>【基準】</b>			
<p>第9条及び村田町公民館管理規則第7条の規定による。                  (使用料の減免)</p> <p>第9条 町長は、公益上、その他特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第11条の規定により使用料を減免できる場合及びその割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会教育関係団体がその本来の事業のために使用する場合 10割</p> <p>(2) 町の機関が行事又は事務を行うために使用する場合 10割</p> <p>(3) 町又は教育委員会が育成、指導している団体がその本来の目的又は活動のため使用する場合 10割</p> <p>(4) 国、他の地方公共団体及び県立学校が主催して使用する場合 5割</p> <p>(5) その他の団体で教育委員会が減免を必要と認める行事のため使用する場合 5割</p> <p>(6) その他教育委員会が減免を必要と認めた場合 10割から3割まで</p> <p>2 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書(様式第1号)により教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>3 社会教育団体が営利的団体又は営利を目的とする個人とともに使用するときは、使用料を減免しないものとする。</p>			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日